

業務改善計画の提出について

平成 21 年 8 月 24 日
栄光債権回収株式会社

当社は、平成 21 年 7 月 23 日付業務改善命令に基づき、本日、法務省に業務改善計画を提出いたしました。

当社では、法令等遵守態勢を確立し、適正な業務運営を確保するため、今回策定した業務改善計画を着実に実行することにより、内部管理態勢等の一層の充実・強化に努めてまいります。

業務改善計画の要旨は下記の通りです。

記

1. 内部統制の充実・強化に向けた取り組み

取締役及び監査役を刷新し、新たな態勢を構築してまいります。

また、リスク管理室を取締役弁護士の直轄部署として、その機能を強化し、過誤事例や不備事例の予防及び発生時における再発防止に努めてまいります。

2. 法令遵守態勢の構築に向けた取り組み

(1) 業務マニュアルの見直しを行い、取締役弁護士の直轄部署であるリスク管理室と、取締役会の連携の下、法令遵守態勢の徹底を行ってまいります。

(2) 集金代行業務については、法務大臣より承認を受けた兼業の範囲を逸脱することがないように、委託先との調整を行います。その結果、兼業の範囲を逸脱すると想定される場合は集金代行業務を中止致します。

以上